
アトミックゴルフクレジットポイントサービス規約

第1条（規定の目的）

本規約は株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が、株式会社リアルマックス（以下「リアルマックス」といいます。）と提携して発行するアトミックゴルフゴールドカード（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じて、当社がアトミックゴルフクレジットポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
- 2.本ポイントは所定の約定支払額確定後に会員に付与し、当該ポイントは毎月 16 日以降、アトミックゴルフポイントに自動的に移行追加することとします。なお、アトミックゴルフポイントの運営管理はリアルマックスが行います。
- 3.会員が本カードを利用したことによるポイントの付与は「本ポイント」のみとし、当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることができません。
- 4.会員が「本ポイント」以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（本ポイントの付与方法）

- 1.当社は、新規カード利用代金に応じて、アトミックゴルフでのご利用の場合及びアトミックゴルフ以外でのご利用の場合は、100 円（消費税を含みます。）につき 1 ポイントを付与するものとします。（ただし、100 円未満は切り捨てとします。）
- 2.当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効なポイント数ならびに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」（以下、これらを総称して「ご利用代金明細等」といいます。）により通知するものとします。

第4条（ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- (1)カードキャッシングの利用代金および手数料。
- (2)分割払い・リボルビング払いの手数料。
- (3)年会費等の費用。
- (4)本カード再発行等に関する手数料。
- (5)本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
- (6)Edy・nanaco・Kyash・WebMoney（au PAY のチャージを含みます。）・TOYOTA Wallet・スマイルマネー等の電子マネーの各チャージ利用代金。
- (7)会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- (8)本カードの利用代金が第3条1項に記載の金額に満たない場合。ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- (9)(1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第5条（本ポイントの付与条件）

本ポイントサービスは、以下の条件を満たしている場合にのみ行われるものとします。

- (1)当社がリアルマックスにポイント数を通知する時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。
- (2)当社がリアルマックスにポイント数を通知する時点で、会員がアトミックゴルフ会員資格を有していること。

第6条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイントの付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用代金の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算、または加算されます。

第7条（公租公課）

本ポイントサービスにより還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第8条（権利の喪失およびサービス停止等）

1.会員が、次のいずれかに該当したときは、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくポイント付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与されたポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。

(1)会員が本カードの会員資格を喪失した場合。

(2)会員がアトミックゴルフ会員資格を喪失した場合。

2.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして本ポイントの付与等のサービスを停止することができるものとします。

第9条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第10条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第11条（変更・中止・終了等）

1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

2.前項により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条（適用）

本ポイントサービスの規約に定めない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第13条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は、日本国の法令等が適用されるものとします。